

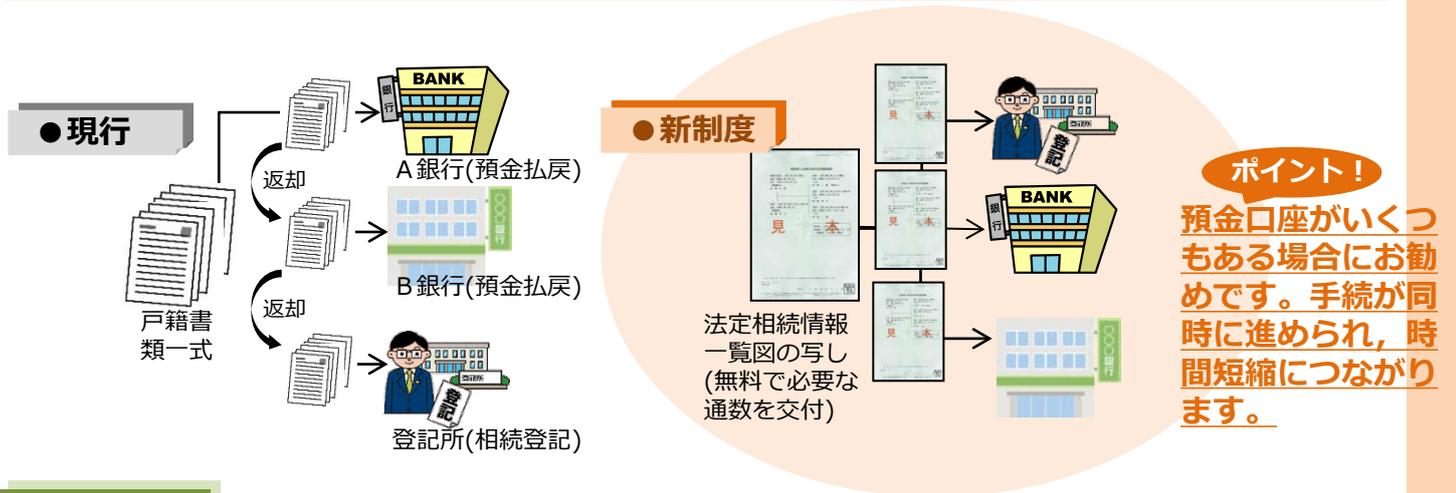
あなたの相続手続きを応援します！

# 法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

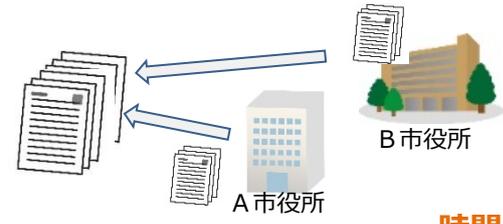
※1 相続手続きが必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



## 制度の概要

- ① 申出(法定相続人又は代理人)
- ② 確認・交付(登記所)
- ③ 利用

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



**ポイント!**

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記  
をお忘れなく！  
次の世代へのつとめです

- ③ 各種相続手続きへお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に)

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

# 次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

すぐに相続登記をした場合のメリット

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができますし、担保に入れて住宅ローンを組むことができます。

相続登記をしないで放っておいた場合のデメリット

当事者に所在不明の方などがいる場合、すぐに登記を含めた相続の手続きをすることができず、相続分を確定することが困難となります。

さらに、相続が2回以上重なると、誰が相続人となるのか、その調査だけで相当の時間が掛かり、相続登記の手続費用や手数料も高額となってしまいます。

相続の手続に時間が掛かると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができなくなるなど、思わぬ不利益を受けることがあります。

相続が2回以上発生してしまうと

- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる

相続の手続に時間がかかると

- 相続した不動産をすぐ売ることができない
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
- 適正な管理が困難になる

不動産の管理が困難になると

- 不動産が適正に管理されなくなると、様々な社会問題が発生

用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになったなど……



売却して現金化したいが  
売買による移転登記ができない……



相続に関する登記についてのご相談は

福岡県司法書士会  
092-722-4131

福岡法務局  
092-721-4570

福岡県土地家屋調査士会  
092-741-5780